

宮城県国民健康保険運営協議会
傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。

(2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。

(3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。

(4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。